

医療保険制度 Q & A

Q 1 退職後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。

A 1 掛金額だけの比較ではなく、給付内容も考慮して御自身で決めてください。
なお、任意継続保険の給付内容については、退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。

<受けられない給付>

傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金です。

（ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、給付を受けることができます。また、現在支給を受けている方も継続して支給を受けることができます。）

Q 2 退職後に組合員証を使用して医療機関を受診しました。その後の手続きについて教えてください。

A 2 組合員の退職に伴い、共済組合員の資格を喪失しますと別の健康保険に加入する必要があります。また、資格喪失後の組合員証を利用した医療費については、共済組合から後日請求をさせていただきます。その医療費は、退職後に加入した健康保険組合へ請求することができますので、手続等は加入した健康保険組合へお問合せください。

Q 3 再任用職員（フルタイム）で働くように希望していますが、まだ決定の通知等はいただいていません。この場合、4月以降の健康保険が心配なのでどのようにしたらよいですか。

A 3 任意継続組合員の申出を行った後、再任用職員で働くことが決定した場合、掛金納付前であれば「(給付様式第 6-8 号) 予定任意継続組合員 申出取消申請書」を提出することで、申出を取り消すことができます。また、掛金の納付後であっても、任意継続組合員加入日と同日に再就職した場合は、「(給付様式第 6-2 号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」を提出することで申出を取り消すと同時に掛金を全額返金します。

Q 4 任意継続組合員の保険料を年一括で支払いました。その後、年度の途中で臨時的任用職員として働くことになりましたが、その場合、どのような手続きが必要となりますか。また、保険料の返金はあるのでしょうか。

A 4 任意継続組合員として加入した者が、臨時的任用職員となった場合は、共済組合に加入する手続きが必要となります。また、任意継続組合員の資格喪失手続きも必要となりますので、「(給付様式第 6-2 号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」と辞令の写しを給付グループに提出してください。

保険料の返金は、加入月に資格喪失した場合を除き、資格喪失した日の属する月以降を返金します

Q 5 任意継続組合員として加入しましたが、保険料が現役の時よりも高いように思われます。どうしてでしょうか。

A 5 現役の時の保険料は、本人負担分と事業主負担分は 1 / 2 ずつの負担となっていました。任意継続組合員の場合は、事業主負担分がありませんので、全額自己負担となります。

Q 6 自宅に届いた振込依頼書で短期分 1 枚のみ振込したが、任意継続組合員証が届きません。

A 6 介護分も振込してください。(40 歳以上 65 歳未満の方は健康保険組合で徴収します。)

お送りする振込依頼書は全て納付期限までに振込してください。

Q 7 任意継続組合員として加入しましたが、加入後、配偶者の被扶養者になろうと思います。必要な手続きを教えてください。

A 7 任意継続組合員として加入したものが、家族の被扶養者となる場合は、任意継続の資格喪失の手続きが必要です。「(給付様式第 6-2 号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」を給付グループに提出してください。(申出書を共済組合が受理した日の翌月 1 日が資格喪失日となります。)

また、公立学校共済組合神奈川支部の組合員の被扶養者となる場合であっても手続きは必要です。

任意継続組合員資格喪失後に郵送される資格喪失証明書をもって、被扶養者の加入する健康保険組合で認定手続きを行ってください。

Q 8 任意継続組合員の加入要件で退職日まで引き続き 1 年と 1 日以上の組合員期間とありますが、公立共済へ加入したのは、令和 5 年 10 月 1 日から 3 月 31 日の 6 か月しかありません。その直前までは、地共済に加入していて、加入期間は令和 2 年 4 月 1 日からの 3 年 6 か月でした。

この場合、加入要件を満たしているのでしょうか。

A 8 加入要件を満たしています。

組合員期間には、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含みます。(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

ただし、地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の加入期間(始期及び終期)の証明書類が必要です。(証明書の詳細は、各共済組合へお問合せください。)